

平成26年6月議会  
第4委員会報告資料

第6期住宅審議会諮問案について

平成26年6月26日

住 宅 都 市 局

## 第6期福岡市住宅審議会諮問案と今後のスケジュールについて

### 1. 福岡市住宅審議会の概要

- ① 根拠法令 福岡市住宅審議会条例（平成11年3月11日条例第27号）
- ② 目的 福岡市住宅審議会条例に基づき、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員など20名で構成し、市長の諮問に応じて、住宅政策に関する重要事項について調査及び審議している。
- ③ 設置 平成11年6月23日
- ④ 定数 20名
- ⑤ 委員任期 2年（第6期住宅審議会委員の任期は平成26年9月1日から）

### 2. 第6期福岡市住宅審議会の諮問内容について

本市では、住宅政策を効果的・効率的に推進するため、平成10年3月に「福岡市住宅基本計画」を策定し、平成20年3月に改訂を行っている（計画期間H20～H27）。

改定から5年が経過し、この間、東日本大震災を契機とした建築物の更なる耐震化や省エネ化の要請、少子高齢化の進展など、本市の住まいを取りまく環境は大きく変化している。

このような変化に的確に対応し、住生活基本法の趣旨や国策定の全国計画等に則した「福岡市住生活基本計画」の策定について諮問を行い、審議いただいた上で計画の策定を行うもの。

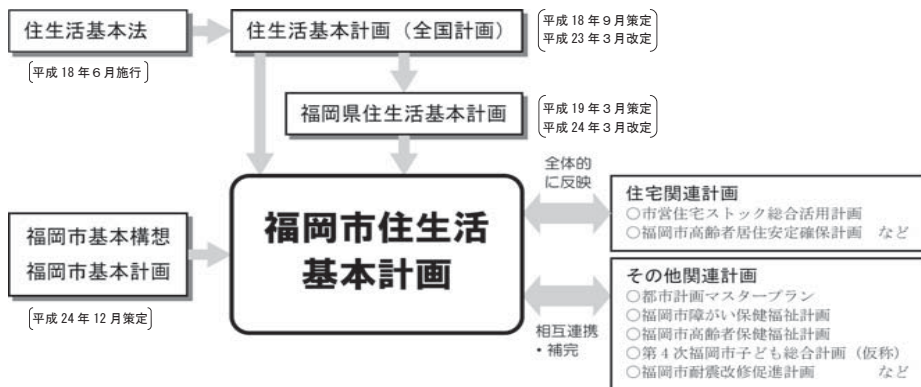
### 3. 今後のスケジュール(案)

	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				
議会 (第4委員会)																	
住宅審議会																	
計画	住宅基本計画(計画期間H20～H27)																
庁内検討	現状・課題把握、計画策定の方向性、統計結果、審議会意見を踏まえた検討等								パブコメの実施								
統計調査	○H25住宅・土地統計調査実施 ○H25住生活総合調査実施				□住宅・土地統計調査 住生活総合調査速報				■住宅・土地統計調査 住生活総合調査確定								

# 福岡市住生活基本計画策定について

- 本市の住宅マスタープランである「福岡市住宅基本計画」の計画期間が平成 27 年度までとなっている
- 策定から 5 年が経過し、少子高齢化の進展など、本市の住まいを取りまく環境は大きく変化している
- 住生活基本法の趣旨や、国策定の全国計画等に則した計画の見直しが求められている

## 1. 計画の位置づけ



## 2. 計画の役割

- 福岡市の上位計画及び関連計画の実現**  
福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」にある「住みたい」及び「生活の質の向上」を実現する
- 将来の高齢化・人口減少を踏まえた住宅政策の総合的・体系的な指針**  
高齢者・高齢世帯の急激な増加、生産年齢人口の減少など、今後、福岡市が抱える問題に対して、福祉分野等との効果的な相互連携を視野に入れながら、将来を見据えた、より幅広い住宅政策を計画する
- 多様な主体の共働による取り組みの計画的な推進**  
福岡市等の公的主体だけでなく、コミュニティ、住宅関連事業者、NPOなど多様な主体が一体となり、共働による取り組みを計画的に推進する

## 3. 計画期間

- 平成 28 年度～37 年度までの 10 年間（全体的なビジョンとしては 25 年先を見据える）
- ※福岡市基本計画・基本構想の進捗状況等により、必要に応じて中間見直し等を行う

## 4. 住生活の定義及び範囲

《住生活の定義》

『住生活とは…3つの「住」  
住宅、住環境、コミュニティ（住民活動）  
に関わるもの』

- 住宅・住環境等に関するハード・ソフトの両方を含めたもの
- コミュニティ（住民活動）により成り立つもの
- 「生活」に関わるもの（は全て住生活に含まれる）

《住生活基本計画の範囲》

○現計画（住宅基本計画）をもとに、コミュニティなどの項目を充実させた範囲とする

○今後、新たに検討が必要となってくる項目なども必要に応じて本計画の範囲内とする

住生活基本計画＝福岡市の住生活分野のマスタープラン

第9次 福岡市基本計画の推進にあたっての基本的な考え方

第9次 福岡市基本計画分野別目標 <都市の成長>